予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県八十・〇％分」という。） イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県七十二・〇％分」という。） ウ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県六十・〇％分」という。） エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県五十・〇％分」という。）
五　地方税減収補塡債償還費	
地方税の減収補塡のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	［削る］
	(1)～(19)　［略］ (20)　令和五年度減収補塡債
六　財源対策債償還費	
平成十六年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和五年度財源対策債」という。）	［削る］
	(1)～(19)　［略］ (20)　令和五年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和五年度財源対策債」という。）

予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
五　地方税減収補塡債償還費	
地方税の減収補塡のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	(1)　平成十五年度減収補塡債 (2)～(20)　［同上］ ［新設］
六　財源対策債償還費	
平成十五年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又	(1)　平成十五年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十五年度財源対策債」という。） (2)～(20)　［同上］ ［新設］